

はじめに

私たちの心身が健康で、生涯にわたり生き生きと暮らすためには、「食」は欠かせないものです。しかし、日々忙しい生活を送る中での「食」に対する意識の希薄化、ライフスタイルの多様化や食を取り巻く環境の変化から、健全な食生活が失われてしまっています。その結果、不規則な食事、栄養の偏りなど食生活の乱れから、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身等の問題が生じてきています。また、食べものの生産への理解や地域の豊かな食文化の伝承が失われつつあります。

このような背景の下、「食育基本法」に基づき、「第3次食育推進基本計画」が決定され、取組が進められています。「食育基本法」は、平成17年7月に、国民が生涯にわたって健康で豊かな人間性を育むため、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を国民運動として推進していくために施工されました。この「食育基本法」に基づき、平成18年3月には、国及び地方公共団体をはじめ、関係者が創意と工夫を凝らしつつ、食育を国民運動として展開することにより、国民が生涯にわたって健全な心身を養い、豊かな人間性を育むことができる社会の実現を目指すことを目的とした「第1次食育推進基本計画」が決定されました。平成28年3月には「第3次食育推進基本計画」が決定され、5つの重点課題を柱に取組を推進しています。5つの課題は、①若い世代を中心とした食育の推進、②多様な暮らしに対応した食育の推進、③健康寿命の延伸につながる食育の推進、④食の循環や環境を意識した食育の推進、⑤食文化の伝承に向けた食育の推進、となっています。

このように、食育を推進する中、農林水産省は消費者に日本型食生活など健全な食生活の実践を促す取組や、食や農林水産業への理解を深めるための体験活動など、消費者の様々なライフスタイルの特性・ニーズに対応した食育活動を関係者の連携の下、食品関連事業者等が体系的に提供するモデル的取組を支援する平成28年度「新たな食環境に対応した食育活動モデル推進事業」を実施されました。

そこで、弊社では、今年度、この「新たな食環境に対応した食育活動モデル推進事業」に参画し、第3次食育基本計画に資するため、高校生、大学生、子育て世代の3つを対象として各対象の食生活の問題点を見出し、その改善・解決に結びつく食育の取組を実施しました。また、実施した内容の効果を測るため、効果測定も行いました。本事業の実施に当たっては、検討委員会を設置し、事業内容の検討、実施結果の評価等を行いました。

本事業の実施及び本報告書の作成にあたり、ご尽力いただきました委員や関係機関の方々、農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課の担当官の方々に、厚く御礼申し上げます。

平成29年3月27日
株式会社農文協プロダクション